

宛先不明の場合の返送先

〒

2610 1034 005

ご本人様控

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
基礎年金番号
令和8年中（令和8年1月1日から令和8年9月30日まで）の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額 （②見込額がある場合に表示）	円

各年に分けて申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳		納付対象月											
年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和8年中に納付した月を示しています。
- 「見」は令和8年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 令和8年中に納付した保険料は令和8年分として申告できます。
10月1日から12月31日までに、「済」または「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、本証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告してください。

↓社会保険料控除の申告の際は、
ここから切り取ってご使用ください。↓

社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額	
申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額	
申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額	
申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象です。
生計を一にする配偶者やその他の親族の国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、本証明書または領収証書の添付等が義務づけられています。
※令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合は、本証明書または領収証書の内容を記載した明細書で代用することができます（年末調整の際は代用できません）。
なお、確定申告については国税庁ホームページをご確認ください。

- お問い合わせ
日本年金機構ホームページに控除証明書の見方やQ&Aなどを掲載しています。
右の二次元コードよりご利用ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2026.html>



- e-Taxで簡単に確定申告可能な電子データが便利です。
（ペーパーレス化にご協力ください。）
マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録をすると、令和9年分以後、控除証明書を電子データで受け取ることができます。
なお、令和8年分の電子データが必要な場合は、ねんきんネットを利用し、電子データの発行を申請してください。
電子送付の希望登録をすると、紙の郵送が停止されます。
詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html



- 再発行（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ
あとから納付した保険料額を反映した控除証明書が必要な場合は再発行ができます。
ねんきんネットを利用すると簡単に再発行申請ができます。
右の二次元コードよりご利用ください。
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net/



- 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の（１）または（２）のどちらかを選択してください。
（１）全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「令和8年中の納付済保険料額」（表面下部）に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。
- （２）各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）**
各年の控除額は下表の例のように算出します。**申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書 1 枚を切り取って添付等してください。**
（２）の方法で控除の適用を受けた場合、（１）の方法に戻すことはできません。
また、令和9年に令和9年分と令和10年分をまとめて控除することもできません。

❗

本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

【例】各年分の保険料に相当する額を各年に分けて申告する場合

控除対象額	例1 口座振替で24カ月分（令和8年4月分から令和10年3月分）417,150円を前納した場合	例2 納付書で20カ月分（令和8年8月分から令和10年3月分）351,750円を前納した場合
令和8年	（令和8年4月から令和8年12月までの9カ月分） 417,150円× 9カ月／24カ月＝ Ⓐ156,432円	（令和8年8月から令和8年12月までの5カ月分） 351,750円× 5カ月／20カ月＝ Ⓒ87,938円
令和9年	（令和9年1月から令和9年12月までの12カ月分） 417,150円×12カ月／24カ月＝ Ⓑ208,575円	（令和9年1月から令和9年12月までの12カ月分） 351,750円×12カ月／20カ月＝ Ⓓ211,050円
令和10年	（令和10年1月から令和10年3月までの3カ月分） 417,150円 - Ⓐ - Ⓑ＝ 52,143円	（令和10年1月から令和10年3月までの3カ月分） 351,750円 - Ⓒ - Ⓓ＝ 52,762円

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

令和8年10月から国民年金育児免除制度が始まりました

- 1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の方（父母・養父母）は、国民年金保険料の納付が免除されます。納付が免除された期間は、納付した場合と同じように年金額に反映されます。
- 詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



【注意事項】 ●「①納付済額」は、令和8年1月1日から令和8年9月30日までに納付した保険料額です。 ●「②見込額」は、引き続き令和8年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。 ●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。 ・国民年金第1号被保険者ではない場合 ・令和9年3月または令和10年3月までの保険料を前納している場合 ・令和8年4月から令和8年8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く） など	【注意事項】 ●「①納付済額」は、令和8年1月1日から令和8年9月30日までに納付した保険料額です。 ●「②見込額」は、引き続き令和8年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。 ●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。 ・国民年金第1号被保険者ではない場合 ・令和9年3月または令和10年3月までの保険料を前納している場合 ・令和8年4月から令和8年8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く） など	【注意事項】 ●「①納付済額」は、令和8年1月1日から令和8年9月30日までに納付した保険料額です。 ●「②見込額」は、引き続き令和8年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。 ●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。 ・国民年金第1号被保険者ではない場合 ・令和9年3月または令和10年3月までの保険料を前納している場合 ・令和8年4月から令和8年8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く） など
---	---	---